

新 旧 対 照 表

第 4 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（建物等と一体的に事業の用に供される附属施設）</p> <p>12 - 1 「<u>当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設</u>」とは、…………。</p> <p>（注）…………。</p>	<p>第12条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（建物等と一体的に事業の用に供される附属施設）</p> <p>12 - 1 「<u>被災区域</u>」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいい、この「<u>当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設</u>」とは、…………。</p> <p>（注）…………。</p>